

公 告

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

令和7年1月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者を公募する施設の名称

神奈川県立相模湖交流センター

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定の基準

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人であること。
- (3) 相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理ができること。
- (4) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (5) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (6) 安定した経営基盤を有していること。
- (7) 神奈川県立相模湖交流センター条例第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 必要な人材を確保することができることと認められること。
- (9) 水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること。

4 申請書の受付期間、場所及び方法

令和7年1月22日（水）から同年3月18日（火）までに、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政グループ（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階 電話（045）285-0049）へ送付してください。

送付によることができない場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）の間に持参してください。

なお、郵送又は信書便による場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

5 募集要項の公表等

令和7年1月22日（水）から同年3月18日（火）まで、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課のホームページ（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h4k/>）で公表しますので、ダウンロードにより入手してください。

なお、ダウンロードができない場合には、送付しますので事前にお申し込みください。送付の申込みの受付は、令和7年1月22日（水）から同年3月18日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

6 その他

詳細は、募集要項によります。